

原告第 1 2 準備書面（2024年4月16日提出）

抜粋（36－47頁）

⑰ 別表 1 番号 20【2024年1月26日】: Cath Kidston の使用は商標の不正使用である

米国アマゾンには、原告が出品登録した Cath Kidston 社の真正品 303 点のうち、2021 年に出品し、以降販売していない 1 点のみを抽出し、商標の不正使用を警告。原告商品を削除する不法行為を行った。

ア 被告はプラットフォームの地位を濫用し、被告の競合である原告のみを排除した（排除型私的独占）

被告自ら、本件ストアにおいて販売者として、Cath Kidston（キャスキッドソン）のブランドストアを運営している（甲 174）。

原告以外の出品者が販売する当該ブランド商品については、購入者がカスタマーレビューの中で、自身がフリマサイトで販売していた商品が無断転売していたと糾弾し、同ブランドを「ノーブランド品」で登録していても、被告はクリックすればすぐに購入できるようおすすめし（甲 175 の 1）、また原告が過去に 2780 円で販売していた商品と同じ商品を、19800 円で販売している無在庫転売業者も、10 万点以上の商品を本件サイトで出品登録し、被告の圧倒的な品揃えに協力していることから、同じくおすすめするなど（甲 175 の 2）、問題なく販売を続けている。

イ 被告は商標の不正使用を通知した権利所有者を開示せず、原告に対し、優越的地位の濫用規制において、合理的な範囲を超える不利益を与えた

原告が Cath Kidston 社の商標について調査したとこ

ろ、原告が当該真正品を購入した２０２１年に Cath Kidston 社を運営していたのは英国の CK Acquisitions Limited（シーケー アクイジションズ リミテッド）であり、経営破綻後、同社の管財人 PwC は２０２３年３月２８日、ブランド名、ウェブストア、知的財産権を NEXT RETAIL LIMITED に売却した¹³。CK Acquisitions Limited の英国の商業登記の閲覧¹⁴などから、英国¹⁵、EU¹⁶、シンガポール¹⁷など世界各国に知的財産権が存在し、権利所有者も NEXT RETAIL LIMITED に変更されていた。

日本における権利所有者は、日本の商標登録は「シーケー アクイジションズ リミテッド」のままであり、国際登録は２０２４年２月８日に「シーケー アクイジショ

¹³ PwC Our Work CK Acquisitions Limited

(<https://www.pwc.co.uk/services/business-restructuring/administrations/ck-acquisitions-limited.html#:~:text=On%2028%20March%202023%2C%20Zelf,Limited%20to%20Next%20Retail%20Limited.> 2024 年 3 月 30 日最終閲覧)

¹⁴ GOV.UK Companies House CK ACQUISITIONS LIMITED Company number 12528955 Charge code1252 8955 0005 PDF (https://find-and-update.company-information.service.gov.uk/company/12528955/charges/JRtmocCq3cFY1i5AiJ_NNHxHJQ 2024 年 3 月 31 日最終閲覧)

¹⁵ GOV.UK Intellectual Property Office Cath Kidston (<https://trademarks.ipo.gov.uk/ipo-tmcase/page/Results/1/UK00915020332> 2024 年 3 月 31 日最終閲覧)

¹⁶ EUIPO Cath Kidston (<https://euipo.europa.eu/eSearch/#basic/1+1+1+1/100+100+100+100/Cath%20Kidston> 2024 年 3 月 31 日最終閲覧)

¹⁷ IPOS Digital Hub (https://digitalhub.ipos.gov.sg/FAMN/eservice/IP4SG/MN_TmSimilarMarkSearch 2024 年 3 月 31 日最終閲覧)

ンズ リミテッド」から NEXT RETAIL LIMITED に変更された¹⁸。

原告は上記調査、及び以下の理由から、被告自らブランドレジストリーを濫用し、原告を狙い撃ちにした恣意的な警告であることを主張する。

- (1) 経営破綻した CK Acquisitions Limited が、自社が 2 年以上前に販売した商品の並行輸入品に対し、商標の不正使用を警告する理由がない。
- (2) 当該商品は既に廃盤となっており、現在の権利所有者である NEXT RETAIL LIMITED が運営する Cath Kidston 社の商品展開にも同一商品はない。NEXT RETAIL LIMITED が並行輸入品の排除を目的に商標の不正使用を警告するなら、自社の利益確保のために行われるものであるから、本件ストアで販売されている競合商品を含むすべての商品に対して発せられるものである。原告が過去に販売した Cath Kidston 社商品 1 点のみに警告を行い、同ブランドより入手した真正品の登録商品合計 303 点すべてに及んでいないことはこれまでに主張したとおりである。
- (3) 被告は知的財産権侵害通知を行った翌日までに対応せよと、権利者の開示もなく、権利者に対して異議申し立ての機会も与えず（原告第 7 準

¹⁸ J PlatPat (<https://www.j-platpat.inpit.go.jp/h0020> 2024 年 3 月 31 日最終閲覧)

備書面4頁4(2))、一方的に削除し、並行輸入品の排除を完了した。

ウ 被告は原告が過去に販売していた Cath Kidston 社商品を商標の不正使用として削除する一方、自ら、原告の販売していた Cath Kidston 社商品を、原告の作成した Cath Kidston 社商品カタログで販売している

原告の仕入れ先は同じであるため、1点の真正品に対して商標の不正使用を警告するなら、原告が商品登録した303点すべての商品が商標の不正使用の対象となるのは、被告が行った別表1番号18及び19の警告事例からも明らかである。

しかしながら、本書面5の②で指摘したように、当該ブランド商品についても、原告が作成したカタログを利用し、他の出品者が問題なく販売を継続している(甲176)。

また被告は、2023年11月2日、当該警告とは別商品である、原告が2980円で販売していた Cath Kidston 社のエコバッグ1点を被告倉庫内で破損し、被告が相応であるとする1929円を返金したと通知した。なお、この被告による一方的な買取価格が妥当なものであるかについては、今後提出する準備書面で主張を行う。

被告が買い取ったエコバッグ商品は、2024年1月11日に在庫切れとなり、その直後の2024年1月26日、被告はこのエコバッグとは別の過去に販売していた Cath Kidston 社の商品である当該別表1番号20に警

告を発し、翌日には別表 1 番号 2 0 のみを出品削除した。

被告は、破損による販売不可とし、買い取った商品について具体的にどういう不備があったのか、原告のみならず、購入を検討する消費者に対しても、「Amazon アウトレットのデメリットである」と指摘される瑕疵説明を行わず（甲 1 7 7）、被告自らが運営する Cath Kidston 社のブランドストアではなく、原告の作成した商品カタログにおいて、8 8 1 円のアウトレット品として販売している（甲 1 7 8）。

原告が過去に販売していた商品を商標の不正使用であると警告し、その原告が販売していた商品、且つ破損し販売不可として買い取った商品を、「中古商品：ほぼ新品」として被告自ら販売している行為は、Cath Kidston 社の意思に基づいて流通過程に置かれたものとは到底認められず、商標権を侵害する不法行為（商標法 3 9 条過失の推定）であり¹⁹、被告のブランド保護において積極的に出品停止を講じているという主張²⁰に相反する。

¹⁹ 一般社団法人発明推進協会 知的所有権判例ニュース 1996-2「サンプル品、キズ物等の販売が商標権を侵害すると認められた事例」

（<https://www.hanketsu.jiii.or.jp/hanketsu/jsp/hatumeisi/news/199602news.html> 2024 年 3 月 31 日最終閲覧）

²⁰ 「被告において、出品されている商品が第三者の知的財産権を侵害したり知的財産ポリシーに違反したりしていること（以下では、出品されている商品が偽造品であった場合を例に説明する。）の完全な確証が得られてからでないと出品を停止できないとすると、その確証を得るための調査や確認をしている間に、偽造品の販売が拡大してしまい、ブランドオーナーの権利がさらに侵害されたり、甚大な被害が生じたりするおそれがある」（被告準備書面（2）6 頁）

セラーフォーラムでは、被告が販売するアウトレット品で差し押さえた偽造品が転売されていると指摘されており（甲１７９）、消費者が被害を受ける事例も少なくないことを付言する。

エ ブランドレジストリーという被告に都合よく作られた私法を運用しており、自らに知的財産権侵害が及ばない

原告は別表１番号７において、Little My と誤表記をしたため、被告から商標の不正使用を警告された。

被告は Cath Kidston 社のブランド名に、「キャス・キッドソン」と使用しており（甲１８０）、Cath Kidston 社はこのような中黒を使用した呼称は登録しておらず、J-PlatPat の商標検索においても、「キャス・キッドソン」に該当商標がない。つまり、商標法第４条第１項第１１号においては混同を生ずるおそれがある、類似の商標の登録は認めておらず、被告自らが商標の不正使用を行い、Cath Kidston 社の知的財産権を侵害している。

当書面３１頁、⑭のウで主張したように、本来保護すべき Cath Kidston 社のブランドが、被告が運用するブランドレジストリーではアマゾンブランドをメインとするサブカテゴリー扱いのため、知的財産権侵害が被告には及ばない。つまり、プラットフォーマーとしてアルゴリズムを狡猾に運用し、権利行使を行っているのは販売者でもある被告であり、プラットフォーマー及び販売者である自身を除く出品者に対し、自らの裁量で権利行使を行うという不法行為を行い、被告が行う不法行為に対して通報するのは米国アマゾンの出先機関である被告法務

部である。法務部とは名ばかりの従業員の寄せ集めで裁量権がなく、米国アマゾンにお伺いを立てないと解決できないため、国内の商標が優先的に守られないばかりか、原告同様に困り果てて弁護士や弁理士に相談し、「これで出品停止ですか？」と驚かれるなど、被害を受けている出品者も多い（甲 1 8 1 の 1 及び 2）。自らに都合が悪くなると一方的に出品規約を書き換え（原告第 3 準備書面 1 4 頁のイ）、出品規約で販売禁止にしている商品も自らにのみ販売できる特権を適用し（甲 1 8 2）、また法を無視して出品者の証拠品を破棄する（原告第 1 1 準備書面）、出品者から「非課税で買い取り販売する行為は脱税行為だ」と指摘されるなど（甲 1 7 9）、暴挙を行っている。

オ 被告が自ら販売している Cath Kidston 社商品は、公正競争規約（景品表示法第 31 条に基づく協定又は規約）²¹の目的に反するものであり、一般消費者に不利益を与えている

被告が販売している商品（甲 1 8 0）は商標の不正使用のみならず、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「薬機法」という）に該当する海外化粧品（ハンドクリーム等）であり、商品についての説明や成分情報などもなく、商品到着まで

²¹ 消費者庁 公正競争規約

（https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/fair_competition_code 2024 年 4 月 8 日最終閲覧）

1－2 か月かかるとするが、被告自ら「おすすめ出品」として販売を行っている。

Cath Kidston 社のヘルスケア商品は国内生産されており、原告は、被告が国との裁判で主張した、本件ストアで購入を検討する「健全な常識を有する一般消費者」²²として同じ商品を検索したが、同一商品は見つからず、一体どういう成分のもので、どこの国から届くのか不明である。

独立行政法人国民生活センターは消費者に対し、販売ストアの記載内容をよく確認した上で購入の判断をし、「消費者がインターネット通信販売を利用して商品を購入する際、販売者が海外の事業者（越境供給者）であるとの認識がないまま注文し、国内の代理店等を介さず、海外から直接、商品が届くケースがある」との注意喚起を行っており²³、事実、被告の系列会社である英国アマゾ

²² 脚注 1 裁判所 同事件

被告は以下のような主張を行っている。

「健全な常識を有する一般消費者は、通常、本件表示③を含む商品詳細ページだけではなく、様々な情報源から参考となる情報を収集しており、本件商品⑤の価格のみならず、他の E も含めた E の一般的な価格水準がどの程度のものかについて十分な常識や知識を有していたといえるのであり、健全な常識を有する一般消費者にとって、本件表示③における「参考価格」が桁違いの過誤であることが明らかであったといえることができる。」（60 頁 21－61 頁 1 行目）

（https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/404/089404_hanrei.pdf 2024 年 4 月 4 日最終閲覧）

²³ 独立行政法人国民生活センター 報道発表資料 令和 5 年 9 月 6 日 「個人輸入した医薬品、化粧品等にご注意！ - インターネット通信販売で購入した美白クリームで皮膚障害が発生 - 」（https://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20230906_1.pdf 2024 年 4 月 8 日最終閲覧）

ンは Cath Kidston 社のヘルスケア製品を販売し、日本に配送を行っている（甲 183）。

被告は、ブランド保護の施策にはブランド品を購入しようとするカスタマー保護も含まれ、商品説明や画像を含む「商品の詳細」は、商品登録の際に必要な情報であり²⁴、掲載が不正確な場合、保護のために速やかな措置をとる権利を有すると強調する²⁵。

被告に対して言い渡された国との裁判においても、裁判所は被告に対し、「商品を購入しようとする一般消費者にとっては、通常は、商品に付された表示という外形のみを信頼して情報を入手するしか方法はなく、そのような一般消費者の信頼を保護する必要がある」²⁶、また「（インターネット上の小売り業者に対し）、小売業者が、インターネット上で自ら商品を販売する際の当該商品の情報に係る表示について、法令に適合した情報を表示すべき義務を負わない旨又は法令に適合した情報を表示すべき義務が免除される旨の法令上の規定も見当たら

²⁴ 商品の詳細：商品の詳細には、商品名、ブランド、カテゴリー、商品説明、画像などの項目が含まれます。購入者はこれらの詳細情報を見て、出品されている商品がどのような商品かを確認します（乙 12、2 頁）

²⁵ 「Amazon は、サービス利用者の取引を即座に停止し、サービスへのアクセスを阻止もしくは制限し、また掲載が不正確な商品、分類が不適切な商品、違法な商品その他適用されるプログラムポリシーにより禁止される商品へのアクセス、またはそれらの利用を制限するための措置を講じる権利を有します」（被告準備書面（2）脚注 4）

²⁶ 脚注 1 裁判所 同事件 81 頁 18－21 行

(https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/404/089404_hanrei.pdf 2024 年 4 月 2 日最終閲覧)

ない」²⁷と述べている。

国内で流通される化粧品（輸入販売を含む）については、事業者または事業者団体が、公正取引委員会及び消費者庁長官の認定を受け、景品表示法第31条に基づく規定又は規約に基づき、公正競争規約²⁸として、表示又は景品類に関する事項を自主的に設定した業界のルール²⁹を定めている。その中には、一般消費者の利益を保護するため、商品・サービスの選択に必要な情報が正しく提供されること、広告やカタログに必ず表示すべきことなどを取り決め、一般消費者がより良い商品・サービスを安心して選ぶことができる環境作りのための大切な役割を担っているとする。しかしながら、事業者又は事業者団体が自主的に設定するルールであり、規約に参加していない事業者には適用されないが、商品・サービスの選択に必要な情報が正しく提供されておらず、一般消費者の利益保護にならない場合、公正競争規約に参加していない事業者が行う不当表示や過大な景品類の提供については、消費者庁が景品表示法の規定に基づいて措置を採り、また独占禁止法の手続規定は適用されないとする、

²⁷ 脚注1 裁判所 同事件 105頁21—25行

(https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/404/089404_hanrei.pdf 2024年4月2日最終閲覧)

²⁸ 消費者庁 公正競争規約

(https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/fair_competition_code 2024年4月3日最終閲覧)

²⁹ 化粧品公正取引協議会 化粧品の表示に関する公正競争規約

(<https://www.cftc.jp/kiyaku/kiyaku01.html> 2024年4月3日最終閲覧)

公正競争規約及びこれに基づいてする事業者又は事業者団体（景品表示法第31条第5項）以外の行為には厳しい罰則があるとする。

つまり、薬機法の対象である海外ヘルスケア商品を販売する事業者は、消費者保護の観点から表示を行って然るべきであり、同ブランドを取り扱う競合のヨドバシカメラは一般消費者が情報をもとに判断し購入できるよう、法令遵守した表示を行っている【資料6】。

【資料6】

www.yodobashi.com ログインをしてお買い物
商品お届け地域を設定する

カテゴリから選ぶ ▼ 全ての商品 ▼

一覧へ戻る トップ > ヘルス&ビューティー > ボディケア > /

キヤスキッドソン
ハンドクリームトリオ
キャット&フラワー 3×30ml
＜正規輸入品＞

CK ハンドクリーム ホワイトクローバー & 抹茶の香り	CK ハンドクリーム オレンジフラワー & ザクロの香り	CK ハンドクリーム プロッサムの香り
【成分】水、セテアリルアルコール、セテアレス-25、グリセリン、トリカプリル酸/カプリン酸)グリセリル、シア脂、香料、カカオ脂、フェノキシエタノール、エチルヘキシルグリセリン、コウススターチ、アラントイン、(アクリル酸/アクリル酸アルキル(C10-30))クロスポリマー、TEA、酢酸トコフェロール、ベンチノール、リモネン、シトロネロール、ゲラニオール	【成分】水、ステアリン酸、ミリスチン酸イソノドシル、セテアリルアルコール、グリセリン、ミネラルオイル、セテアレス-25、香料、ジメチコン、シア脂、フェノキシエタノール、カプリルグリコール、ステアリン酸グリセリル、ステアリン酸PEG-100、カルボマー、TEA、酢酸トコフェロール、シオウガ根エキス、グルーブフルーツ果実エキス、エチルヘキシルグリセリン	【成分】水、セテアリルアルコール、セテアレス-25、グリセリン、トリカプリル酸/カプリン酸)グリセリル、シア脂、香料、カカオ脂、フェノキシエタノール、エチルヘキシルグリセリン、コウススターチ、アラントイン、(アクリル酸/アクリル酸アルキル(C10-30))クロスポリマー、TEA、酢酸トコフェロール、ベンチノール、ベンジルアルコール、サリチル酸ベンジル、シトロネロール、ゲラニオール、ヘキシシンナマル、リモネン、リナロール、α-イノシチルイオン(Ⅱ)

適量を手に取り、手全体や指先をマッサージするようになじませてください。

【使用上の注意】
■お肌に異常が生じていないかよく注意してご使用ください。化粧品がお肌に合わないとき即ち次のような場合には、使用を中止してください。そのまま使用を続けると、症状を悪化させることがありますので、皮膚科専門医等にご相談されることをおすすめします。また、傷やはれもの、しっしん等の異常がある部位には、ご使用にならないでください。
(1) 使用中、赤味、はれ、かゆみ、刺激、色抜け(白垢等)や異常な発赤があらわれた場合
(2) 使用したお肌に、直射日光があたって上記のような異常があらわれた場合
■目に入らないようご注意ください。目に入った場合は、こすらずにすぐに洗い流してください。その後、目に異物感など異常が残る場合は、眼科専門医へご相談されることをおすすめします。
■保管に高温又は低温の場所、直射日光のある場所には保管しないでください。
■開封後はなるべくお早めにご使用ください。
■乳児、子供の手の届かない所に保管してください。

【発売元】株式会社 東京堂
東京都江東区毛町1-19-10 江開忠徳ビル4F
お問合せ先: 03-5459-3200
【製造販売元】株式会社 ブルーム
佐賀県唐津市武玉町浜崎 1901-457

22107
4 560396 181821

紙箱 プラ チューブ、キャップ
未開封シール MADE IN CHINA

被告自らが出品削除になるべき不法行為を行っており、ブランドレジストリーを運用する立場として極めて不適切である。本件ストアでは、ブランドを保護するブランドレジストリーと称し、出品者が登録した商品を出品停止にしているのは米国アマゾン及び同社の出先機関である被告法務部であり、被告による不法行為を指摘し、出品停止にできる第三者機関が存在しないことは明らかに不合理であり、公正競争を阻害する。

被告は原告が販売する Cath Kidston 社の真正品を、原告のみに対し、出品規約にない米国アマゾンから商標の不正利用として1点抽出して出品削除し、Cath Kidston 社からの販売許可が必要とし、並行輸入品の排除を完成させた。180日経てばポリシー違反は消えるとして、原告の名誉感情を傷つけ、消えた後はブランドからの許可をもらえ、あるいは同じ販売者である被告が販売を認めるものでなければならぬとし、原告は手元にある Cath Kidston 社商品を販売できず、本件ストアで正当に営業活動を行う権利を侵害した。